

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更の概要

平成27年3月27日

福島県農業担い手課

1 変更の趣旨

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第5条に基づき、県が10年後の地域農業のあるべき姿についてビジョンを描き、農政の推進目標として策定するものであり、法第5条及び法施行規則第1条に基づきおおむね5年ごとに変更を行うこととされている。

基本方針のおおむね5年ごとの変更は平成23年3月を予定していたが、震災発生により変更作業を延期してきたところであり、平成27年12月をもって現行基本方針の10年間の計画期間が終了することから、今回、本県の現状を踏まえた全般的な見直しを行った。

2 主な変更内容

(1) 県段階の変更内容

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標…〔第1の3(1)〕

他産業並みの労働時間により他産業並みの生涯所得を得るため、目標とする年間総労働時間及び年間農業所得を次のとおり見直した。

	変更後	変更前
年間総労働時間（主たる従事者1人当たり）	1,900時間程度	1,900時間程度
年間農業所得（主たる従事者1人当たり）	430万円以上	450万円以上
〃（1個別経営体当たり）	560万円以上	670万円以上

【厚生労働省の統計データより算出。】

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

…〔第1の3(2)〕

就農時の目標を廃止するとともに、就農5年後の年間農業所得目標を次のとおり見直した。

	変更後	変更前
年間総労働時間（主たる従事者1人当たり）	1,900時間程度	1,900時間程度
就農時の年間農業所得目標	—	30%（※2）
〃（中山間地域）	—	25%（※2）
就農5年後の年間農業所得目標	60%（※1）	45%（※2）
〃（中山間地域）	55%（※1）	40%（※2）

【本県の平成17～22年の認定就農者及び平成23～25年の新規参入者の実態調査より設定】

※1：（1）アに示す効率的かつ安定的な農業経営の目標に対する割合

※2：市町村基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標に対する割合

ウ 担い手育成の考え方…〔第1の3(3)〕

担い手確保が困難な地域において育成する担い手として、「農業者による受託組織」を「農作業受託組織」に修正、「農協等によるサービス事業体」を「JA出資型農業生産法人」に修正した上で、新たに「集落営農組織」と「農業参入企業等」を加えた。

エ 目標達成のための推進方向…〔第1の3(4)〕

下記内容を追加し、文言整理を行った。

- 推進方向 ア：「人・農地プラン」の作成・見直しによる担い手の明確化と、地域の状況に応じた集落営農の推進について新たに項目立てした。
- 推進方向 エ：土地利用型農業の推進方向として「経営所得安定対策の活用」を加えた。
- 推進方向 コ：地域産業の6次化について新たに項目立てした。
- 推進方向 サ：エコファーマーの育成や環境と共生する農業の推進、GAPの取組推進について新たに項目立てした。
- 推進方向 セ：新規就農者等を定着させるための具体的方策として、「市町村や関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援や経営基盤の確保支援など」を加えた。

(2) 地方段階の変更内容

ア 地方別の基本的な方向…〔第1の4(1)～(7)〕

担い手の育成、農用地の集積、その他の農業の振興方向について、7農林ごとに見直した。

イ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

(7) 地方別経営類型…〔第2の1〕

所得目標を達成するための主要な経営類型について、7農林ごとに見直した。

(1) 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標…〔第2の2〕

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標となる生産技術等について、下記内容を追加し、文言整理を行った。

- 「水稲における需要に即した多様な米づくり」、「果樹におけるジョイント栽培や多目的防災網の導入」、「畜産における自動給餌システムの導入、飼料自給率の向上」
(※新たな技術・概念の追加、文言整理。)
- 「個別経営体における農作業事故の防止」(※労働安全を重視した表現に修正。)

(3) 県及び地方段階の共通事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標…〔第3〕

「農地中間管理事業の推進に関する県基本方針」との整合を図り、県及び地方段階の担い手への農用地の利用集積目標を次のとおり見直した。

	変更後	変更前
県北地方	75%	60% (水田面積の65%)
県中地方	70%	65% (水田面積の70%)
県南地方	71%	60% (水田面積の70%)
会津地方	85%	70% (水田面積の80%)
南会津地方	72%	55% (水田面積の60%)
相双地方	77% (注)	(現行注)
いわき地方	68%	50% (水田面積の60%)
福島県	75%	62% (水田面積の70%)

変更後(注)：相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標とし、避難地域等においては、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

変更前(現行注)：相双地方については、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

3 施行期日

平成27年3月27日